

特定非営利活動(NPO)法人 市民オンブズマン福岡

第318号

2023年

12月7日

NPO活動に情報公開を
活用しよう!

〒810-0022 福岡市中央区薬院 1-6-9 福岡ニッセイビル 702号 名和田法律事務所内
電話 092-731-7172 FAX 092-731-7199

URL <https://r.goope.jp/fombuds>

E-mail ombuds@f.email.ne.jp

情報公開の開示決定期間、14日を30日に改悪!

福津市、久留米市、中間市に公開質問状を提出。

知る権利を損ない、理由もなく議論もない情報公開条例の改悪

あなたの町の情報公開は後退していないか、チェックしよう。

行政の監視役である議会は、情報公開を徹底せよ!

1月26日(金) 18:00~ Zoomで開催。(1月例会はありません)

2024年度 市民オンブズマン福岡 総会

市民オンブズマン福岡 12月例会

12月15日(金)18:00~、Zoom(ズーム)で開催

パソコン、スマホでどなたでも参加できます。

これからの主なスケジュール

- 12月14日(木) 全国市民オンブズマン連絡会議 拡大幹事会 (18:00~ズームで開催)
- 12月15日(金) 市民オンブズマン福岡 12月例会 (18:00~ズームで開催)
- 24年1月26日(金) 市民オンブズマン福岡 2024年度総会 (1月例会はありません)
- 1月28日(日) 九州・市民オンブズマンネットワーク 会議 (福岡開催予定)
- 2月3日(土) 「武器としての国際人権」著者 藤田早苗氏講演会
(熊本県玉名市民会館) 主催: 荒尾・市民オンブズマン

会員各位

NPO 法人市民オンブズマン福岡
代表幹事 児嶋研二

2024 年度 NPO 法人市民オンブズマン福岡 第 25 回定期総会のご案内

下記の通り、定期総会を開催します。ぜひともご出席ください。

記

- 1, 日時 2024 年 1 月 26 日（金） 18 時～19 時 30 分
- 2, 場所 Zoom にて開催 （福岡市中央区薬院 1-6-9-702）
- 3, 議案 第 1 号議案 2023 年度活動報告及び 2023 年度活動方針の件
第 2 号議案 2023 年度決算及び 2023 年度予算案の件
第 3 号議案 役員選任の件

市民オンブズマン福岡 1 1 月例会 報告 2023 年 11 月 17 日

1. 全国市民オンブズマン連絡会議

1. 第 30 回全国大会（仙台）について

次回に向けての課題

以下の意見があり、次回以降に生かすことを確認しました。

- ・ネット配信は遠隔地からの参加には極めて有効で、今後も継続したい
- ・やはりリアル会場で交流するのがよかった。懇親会も楽しかった。
- ・当日配信作業をする人は、発表や事前調査を行わない人が行うことが必要。
- ・政務活動費に関しては、訴訟だけでない取り組みや、マスコミ対策などを考える。
- ・分科会で講師を招く際は、事前に書面だけでなく打合せを十分に行う。

2. 2024 年度全国大会について

1) 開催地大募集

2024 年 9 月上旬～10 月上旬の土日祝の 2 日間で、開催地を募集します。

100 人規模の会場＋2 日目分科会会場 4 部屋程度の確保をお願いします。

2) テーマ案

テーマ案を募集します。次回議論します。

第 12 回警察ネット市民集会（原田宏二さんとともに警察組織、警察活動のあり方を語る会） ー昨年 12 月、初代警察ネット代表の原田宏二さん（元北海道警警察官）が急逝されました。「警察官には労働基本権がない」「現場の警察官の相談に乗ってやる場がない」という原田さんの嘆きがきっかけで 警察ネットが始まりました。原田さんは警察組織に長年いた 経験と新たに身に着けた知識をフルに活用して、現場の 警察官のため警察に苦しみられている市民のために全力疾走し、多くの成果を挙げて来ました。その走りはまだまだ続く はずでした。私たちは原田さんの思いを引き継いで活動を 続けて行きたいと考えています。

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク

日時：2023 年 12 月 16 日（土）13：30～16：30

場所：主婦会館（都内・JR 四ツ谷駅麹町口改札から徒歩 1 分） 参加費：千円

内容：I 事件報告

奥田交番けん銃強奪国賠訴訟（富山県警）
警備課旅費・日当ネコババ事件（広島県警）
警察官自殺国賠訴訟（熊本県警・愛知県警・兵庫県警） ほか

Ⅱ 原田さんにお世話になった人たちからのメッセージ

Ⅲ 鼎談～原田宏二さんの思いをつなぐ

高田昌幸氏（元北海道新聞記者） 市川守弘弁護士（旭川弁護士会）
清水勉弁護士（東京弁護士会）

【問い合わせ先】 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7 番 9 号

四谷ニューマンション 309 さくら通り法律事務所内

明るい警察を実現する全国ネットワーク事務局 弁護士 清水 勉、同 出口かおり

TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

<http://www.ombudsman.jp/akarui/>

次回日程

- ・全国市民オンブズマン連絡会議 拡大幹事会 23/12/14（木）18 時～ Zoom
議題：来年全国大会場所、テーマ、落札率調査

2、報告

- ・田川郡東部環境衛生施設組合の情報公開について

永原大任町長が田川市議、田川市長を告訴。 新聞記事参照

・各自治体の個人情報保護条例の開示期間が延長された。（9 月 18 日付、西日本新聞）
個人情報保護条例改正のどさくさに紛れて情報公開条例の開示期間も延長されていた。今後、
情報公開条例の開示期間を 30 日に改悪した自治体（久留米市、福津市、中間市）に公開質
問状を市民オンブズマン福岡として提出する。

情報公開条例の目的

久留米市情報公開条例 第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民と市との信頼関係の増進と市民の市政参加の推進を図り、もって公正かつ透明で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

公開質問状の内容

- 1, なぜ、情報公開条例の開示決定期限を 30 日に改悪したのか、理由を明らかにしてください。
- 2, 貴議会での「情報公開条例の開示決定期限を 30 日に改正」に関する審議期間、内容等について、市議会本会議での審議期間、条例改正の提案内容と議論内容を明らかにしてください。委員会等での審議期間、条例改正の提案内容と議論内容を明らかにしてください。
- 3, 条例改正に関して情報公開審査会に対して諮問しましたか。審査会ではどのような議論がなされましたか。

4, 上記の条例改正について、市民への周知をどのように行ったのか、明らかにしてください。

(公開質問状は、市民オンブズマン福岡のホームページ 参照
<https://r.goope.jp/fombuds/info/5466720>)

・春日市政治倫理審査会について、

昨年、井上市長の資産公開について、昨年の市民からの市長の支出内容の審査請求からの過程をわかりやすく整理して問題点を明らかにする。特に、審査会での討論内容が公開されておらず、傍聴した内容と異なる議事録になっている。これは市民の「知る権利」を侵害するものなので、政治倫理審査会の情報公開度を比較調査する。

周辺自治体に比べて政治倫理条例の内容が不十分なものであることを調査して公表する。

8月7日の審査会の傍聴者の一人が、録音内容を情報公開請求すると、非開示決定が行われた。非開示に対する審査請求書を提出する予定。この会議で審査員の一人が「市長が改選されたので条例は改正できない」などと発言している。

・粕屋町給食センター住民訴訟

8月9日 最高裁判所に上告理由書、上告受理申立理由書を提出した。市民オンブズマン福岡のホームページに掲載している。

・ある中学校での社会科研究授業で「町内会」を取り上げた。3年生の3クラスの授業でアドバイスをを行った。

授業の目標の一つは「地方自治への主体的な参画の方法について、自治会町内会の存在意義をめぐる議論を通して多面的・多角的に考察し、提案することができる」

生徒の意見は「町内会があったほうが良い」「ないほうが良い」「わからない」が3分していた。市民オンブズマン福岡での町内会の取り組みを簡単に紹介して、生徒の質問に答えた。生徒が、町内会は会計に不正があり退会するとゴミが出せない、などの嫌がらせを受けるので、町内会はないほうが良い、と言っていた。町内会の歴史的経緯から、憲法で定められた人権、平等、民主主義を町内会でも実践する必要があることを強調した。

・福岡市議会の政務活動費公開ランキングが18位

最下位の横浜市、名古屋市が来年公開度を上げるので、福岡市は最下位の危険がある。領収書のネット公開を申し入れる。

・春日那珂川水道企業団の違法取水事件の経過について、資料作成中。

《新聞報道より》

《「非自民系」当選者が杉並でも立川でも…東京西部で結果を出す「地域主権主義」が目指すこと》2023年10月21日 東京新聞

9月の東京都立川市長選に続き、今月15日投開票の都議補選立川市選挙区でも「非自民」の候補が当選するなど、リベラル系の首長や地方議員が東京西部で勢力を拡大している。選挙戦では、「地域主権主義」の実現を掲げ、住民や首長、議員らが集まる「ローカル・イニシアティブ・ネットワーク(LIN-Net)」が候補を支援した。「自民1強」が続く国政や業界団

体丸抱えの旧来型選挙とは一線を画しながら、地方からリベラルの裾野を広げようとしている。(山口哲人)

▼地域主権主義 住民が主体的に地域の合意形成に参加することを重視する民主主義の考え方や取り組み。格差や貧困、分断を社会にもたらした新自由主義から決別し、住民生活を守るために自治体レベルの選挙で首長や議員を当選させ、具体的に政治を動かすことを目指す。自治体同士の連携も重視する。地方自治体を意味する英語「ミュニシパリティ」が語源。

LIN-Net は昨年 12 月、世田谷区の保坂展人区長、杉並区の岸本聡子区長、多摩市の阿部裕行市長ら 11 人を世話人として発足。今年 8 月末時点で 18 都道府県の議員や市民ら 158 人が賛同者に名を連ねる。これまでに 4 回の集会を開き、福祉や教育、環境などの分野に関して、地域でどのような取り組みができるか議論を重ねてきた。

このうち、3 月の集会に登壇した 27～31 歳の 3 人は 4 月、世田谷区議選と国分寺市議選に挑戦。日本語教師やコンサルタントなどとして働いてきた 3 人は、いずれも票に結び付かないとされる気候変動対策やジェンダー問題を中心に訴え、選挙の準備期間も短かったが、全員当選した。

◆自公でも既存野党でもない潮流

選挙互助会として協力するのが主目的ではなく、各自治体の優れた政策を共有し、「市民と行政が参画する街づくり」に向けて連携する。選挙で投票率の低下が続く原因として、投票しても政治は変わらないという無力感が挙げられるが、保坂氏は「実際に自分たちが政治や行政に参画すれば、社会は変わっていくことを共有したい」と話す。

世話人の一人で政治学者の中島岳志東京工業大教授は「国政をいきなり変えるのは難しいので、地方で首長や議員を誕生させて直接的に変えようという傾向が欧州で強まっている。東京西部でも同じように、自公や維新ではなく、しかし既存野党でもない別のリベラルを求める潮流が起こっている」と指摘した。

《臨時県議会に川内原発運転延長を問う県民投票条例案提案》10月23日 NHK 鹿児島

川内原子力発電所の運転延長の是非を問う県民投票の実施に必要な条例案を審議する臨時の県議会が、23日招集されました。塩田知事は、条例案に付けた意見について「条例案に基づく県民投票は慎重に判断すべきであると考えている」と述べ、実施に否定的な考えを示しました。臨時の県議会は、午前10時から始まり、塩田知事の意見を付けた県民投票の実施に必要な条例案が提案されました。この意見について塩田知事は、県の専門家委員会から、九州電力の取り組みは適正であるなどとの報告を受けたことから、マニフェストに基づく県民投票を実施しない判断に至ったことや、県民の意見を聞いたうえで県としての要請書をまとめて国や九州電力に提出するなど必要な対応を行ってきたこと、また、原子力政策は国が責任を持って判断すべきで賛成か反対かの二者択一では多様な意見を反映できないなどの理由から、ほかの都県でも条例案が否決されている、などと説明しました。そのうえで「私としては条例案に基づく県民投票は慎重に判断すべきであると考えている」と述べ、実施に否定的な考えを示しました。県議会は、午後からは質疑が行われるほか、県民投票の実施を求めて署名を集めた市民団体の代表による意見陳述も行われる予定です。

《自治会費から神社費支出「信教の自由」に反する？ 持続可能なあり方とは》

2023年10月23日 中日新聞

私の自治会では、会計から地元の神社へ毎年 200 万円支出しています。神社の係も住民というだけで強制的に担当させられます。信教の自由を認める憲法に違反しているのでは。愛知県の自営業男性（52）

■「違法」判例も、悩ましい神社運営

男性は愛知県西三河地方の市に住んでいる。加入する自治会では、住民から集められた本年度の予算約 1 千万円のうち、最大の支出が「神社費」の 200 万円だった。支出額は少なくとも 10 年以上同じ。多くの行事が中止となったコロナ禍でも変わらなかった。この自治会には約 200 戸全てが加入し、会費は 1 世帯当たり年 2 万円。それぞれ 1 万円を神社費として支払っている計算だ。神社の役員は地区ごとに 2 人ずつ出し、祭事などを取りまとめる神社係長や会計なども輪番制。自治会と神社の氏子組織が一体化しているともいえる。

男性は「キリスト教や創価学会の人も自治会費は払っている。新興住宅地で新たな住民も多く、おかしいと思っている人も多い」と指摘。住民は神社の祭りに参加せざるを得ない雰囲気があるといい、「希望する人たちができる範囲でやっていけばいいのでは」と提案する。

自治会と神社の関係性を巡っては、佐賀地裁が 2002 年、神社に関わる費用と自治会費を一括徴収する方法を「憲法の信教の自由などの趣旨に反して違法」と判断。京都の時代祭に対する自治会費からの支出が問題となった京都地裁での訴訟でも今年 3 月、今後は自治会費からの支出を取りやめることで住民と自治会の和解が成立した。男性が住む市では 1987 年 12 月、自治会の連合組織が「信教の自由」を前提に神社費に対する見解を提示。（１）自治会と氏子は別々に組織する（２）神社会計は独立して編成し、自治会会計から支出はしない（３）自治会組織を利用して神社に対する寄付集めなどはしないーとの対応策を示した。

市はこの見解を自治会運営の手引書に掲載し、毎年自治会長に配布。今年 9 月の市議会定例会の一般質問でも男性が指摘する問題が取り上げられたことを受け、今月 10 日には全自治会の会長に注意を促す文書を送った。市の担当者は「慣例になっているのは分かるが、過去にも問題になってきた。変えてもらわないといけない」と話す。

これに対し、自治会長の男性は「自治会費の集め方を見直さないといけない時期に来ているのは分かっている」としつつ、「常駐の宮司がいるわけではなく、神社が独自で集めるのは難しい。今の形を変えれば神社の運営が立ちゆかなくなる」と頭を悩ませる。

■文化継承の側面、指摘

自治会は任意団体とはいえ、自治体から広報の回覧やごみ集積場の管理などの委託を受け、交付金も支給されている。中部地方の自治体などが作成した自治会運営の手引書の中には神社に関わる費用の徴収方法や祭礼のあり方に言及し、信教の自由に配慮するように求めるケースが見られる。岐阜市では市自治会連絡協議会が毎年、手引書を作成し、市がホームページで公。「神社費用の寄付や宗教行事への参加はその氏子集団が主催し、自由な協力を得て行うべきだ」との見解を示し、「宗教上の理由で協力できない人への配慮が不可欠」とする。福井市は本年度の手引書で「慣例上、自治会費に神社の社費や募金等を上乗せして徴収している場合がある」と紹介。社費は自治会費に含めず、一括徴収する場合は会員の了解を得る必要性を強調する。ただ、神社の祭礼が地域の文化継承の面を持っているとも指摘。「宗教的な行事の部分を自治会から切り離して維持していくことが必要」と提案する。

一方、名古屋市の手引書は神社との関係には触れていない。市地域振興課の担当者は「町内会は任意団体なので、会計の方法まで市が指導することはない」と説明。徴収方法や祭礼のあり方が問題視された例は聞いたことがないという。手引書に言及がないのは津市、長

野市、大津市も同様だ。「これまで特に自治会と神社の関係が問題になったことはない」（津市地域連携課の担当者）などを理由に挙げている。地域の実態踏まえ議論を

■自治会の問題に詳しい中田実・名古屋大名誉教授（社会学）の話

信教の自由に照らせば、自治会が神社の運営に関わるのはおかしいが、神社は地域の氏神でもあり、地域として神社を支えてきた実態がある。信教の自由に反するというだけで否定するのは無理がある。ただ、問題だと考える住民がいる以上、解消するには自治会とは別に氏子組織をつくり、会計も切り離すしかない。自治会費を減らす代わりに神社への寄付をお願いするのも一つの方法だ。地域の神社をどうしていくかはまた別に議論していくべきだろう。

■ 記者のひとこと 自治会と神社の関係はこれまでも各地で疑問視されてきました。自治会に加入していない記者は「希望しない人は神社にお金を払わなければいいのでは」と思っています。でも、地域によってはそうもいかないようです。自治会と神社の関係にも持続可能な形が求められています。

《川崎の4施設「指定管理で人件費1人年150万円減」 「ワーキングプアつくる」批判でも市議会委が改正案可決》 2023年10月7日 東京新聞

川崎市議会文教委員会は6日、中原、高津の両市民館と高津市民館橘分館、高津図書館橘分館の計四つの施設に指定管理者制度を導入するための改正条例議案を賛成多数で可決した。自民、みらい、公明、維新の8人が賛成した。（竹谷直子）

採決を前に、市側は制度導入によって人件費が年間1人当たり150万円下がるとする試算を明らかにした。条例案に反対した三宅隆介議員（無所属）は、「（働いているのに貧困状態となる）ワーキングプアをつくることになる」と批判。契約更新により5年ごとに指定管理者が代わる可能性があることについて、「物事のノウハウは組織ではなく人に蓄積される。5年おきに人が代わるのにどうやって人に継承していくのか」とただした。市側は「行政の方にも知識をためていきたい」とした。

市古次郎議員（共産）は、パブリックコメントで93%が疑問や反対の声だったとして「立ち止まるべきだ」と指摘。市側は「どういうことが不安なのか把握したので、制度設計に生かしていく」と答えた。鈴木朋子議員（みらい）は「指定管理が導入されても市が責任を持って担っていくべきだ」と注文した。

市内の二つの市民団体が今定例会での改正を見送ることを求めた陳情2件は、共産を除く各会派が採択に反対し、不採択とした。陳情は「川崎の文化と図書館を発展させる会」と「社会教育を考える川崎の会」が提出していた。傍聴した川崎の会共同代表上村次明さん（75）＝多摩区＝は、「非常に残念。不明確な部分がたくさんある。廃止に持っていきたい」と述べた。

《マイナ保険証 選択制だったのに「廃止」に突然変わった日…審議会の議論飛ばし 立民が徹底追及の構え》 2023年10月25日 東京新聞

他人の情報を誤ってひもづけするなどのトラブルが相次ぐ「マイナ保険証」。政府は来年秋に現行の健康保険証を廃止する方針だが、当初は選択制にして併存させようとしていた。それがなぜ「廃止」になったのか。24日から与野党の論戦が始まった臨時国会で、立憲民主党などは廃止の延期を求めるとともに、廃止に至った経緯も徹底追及する構えだ。（長久保宏美）

◆いまでもトラブル続発に怒り

「本当に保険証が廃止できると思うてはるんでっか？ホンネで言うて下さい」…。10月19日、参院議員会館内の会議室で行われた会合で、大阪保険医協会加盟の医師らが厚生労働省の若い担当者らにこう詰め寄った。今年8月、岸田文雄首相や河野太郎デジタル相が相次ぐトラブルの中間報告を行った後も、日常的に診療所でマイナ保険証関連のトラブルが続いているため怒っているのだ。マイナ保険証の導入を巡って厚労省は、遅くとも2019年6月の段階で、現在、発生しているマイナ保険証関連のトラブルを予測していた。

「オンライン資格確認等システムに関する運用などの整理案」によると、このなかで、転職などに伴う保険組合の変更時に保険証の情報更新が遅れ「無効エラー」となるタイムラグ問題やシステムが使用する漢字コードの違いから、保険証の氏名の漢字が「●」で表示される問題など課題を列記し、対応策を検討していた。にもかかわらず、なぜ、任意取得のはずのマイナンバーカードと保険証の一体化と現行保険証廃止に踏み切ったのか。厚生労働行政に詳しい専門家の中には「2024年秋の現行保険証廃止決定までの政策決定経過が不自然だ」という指摘がある。

◆2022年6月7日の閣議決定では…

政府は2022年度末までに、ほとんどの国民がマイナンバーカードを所持することを目標とし、22年6月7日の閣議決定では「23年4月からのオンライン資格確認の義務化とともに、マイナンバーカードの保険証利用が進むよう、24年度中をめどに保険者（保険組合など）による保険証発行の選択制の導入を目指し、保険証の原則廃止を目指す」とし、脚注に「加入者からの申請があれば保険証は交付される」としていた。この決定は同年8月19日の厚生労働省の第152回社会保障審議会医療保険部会でも維持されていた。しかし、この時点でのマイナンバーカードの交付率は50%を切っていた。そしてその後、河野デジタル相の口から「一本化」「廃止」の言葉が相次ぐようになる。

9月29日の「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議」。河野氏は「第一に健康保険証、運転免許証…など全部マイナンバーカードにもれなく一本化し、加速をしていきたいと思っている」と発言。10月13日午前10時10分からの記者会見では、岸田文雄首相とマイナンバーカードの取得利用の加速化について話し合ったことを報告するとともに「2024年秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」と初めて、廃止時期を公言した。同じ日の午後開催された第155回社会保障審議会医療保険部会では、廃止時期が報道されたことに対し、一部の委員の中からは同部会できちんとした説明・報告を求める意見が出たが、事務局から報告はなく、同部会で正式に議論されたのは10月28日に開催された第156回の部会になってからだった。

◆廃止はいつ、誰が決めたのか？

こうした経過について立憲民主党の山井和則衆院議員は今年10月11日の国会内で行われたヒアリングの場で「河野大臣の会見の前の正式な会議で（廃止時期を）議論した形跡がない。24年秋廃止としたのは、いつ、どの会議か」と、厚労省の担当者を追及。同党の杉尾秀哉参院議員も「そもそも、閣議決定では（廃止時期が）秋とはなっていなかった。いつ秋となったのか。24年度中は選択制で、それが、なぜ、24年秋廃止となったのか」と畳みかけた。これに対し厚労省の担当課長は「基本的にオープンな資料、議事録などをもとに回答している」とした上で「2024年秋と明示的に審議会で事務局から示したのは156回（の部会）。なぜ秋になったかという、実際に河野大臣が10月13日の関係大臣の間で廃止を確認したということ以上の情報は持ち合わせていない」と答えた。デジタル庁の担当者も、河野会見前に事務レベルで議論があったかは「確認できない。いや、ないと思います」と回答した。

こうした説明について同党の山井和則衆院議員は「省庁間の水面下の会議で決定したということが明らかになった。なぜ、（専門家を集めた）審議会の部会にかけなかったかというと、たぶん、通らなかったから」と指摘。「そういう意味で保険証廃止は政治案件だ。マイナ保険証の利用率が5%（8月末時点）を切っているなかで、廃止して本当に大丈夫なのか再検討すべきだ」と述べた。

◆岸田首相、廃止延期に含み

立民は今月20日、健康保険証の廃止を延期するための法案を提出した。岸田首相は24日の代表質問で、来秋のマイナ保険証への一本化方針に関して「ひも付けの総点検と修正作業を見定め、さらなる期間が必要と判断された場合には必要な対応を行う」と廃止延期に含みを残した。

《マイナ保険証利用、9月4・5% 5カ月連続低下、トラブル影響か》10月27日 中日新聞

厚生労働省は27日、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」の9月の利用率は4・5%だったと公表した。8月の4・7%から微減で、5カ月連続の低下。本人情報のひも付けなどトラブルが発覚した影響とみられる。

政府は現行の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナ保険証に一本化する方針で、利用率を高めたい考え。トラブル多発を受け、廃止の延期を求める声が野党などから上がっている。マイナンバーを巡る総点検を指示した岸田文雄首相は今国会で「ひも付けの総点検と修正作業を見定め、さらなる期間が必要と判断された場合には必要な対応を行う」とした。

《チャットも公文書、保存はスクショで 中央官庁職員に義務付け》 10/27(金) 毎日新聞

内閣府は27日、中央官庁職員がメッセージの送受信やファイルの共有ができるチャットツールでやりとりした場合、公文書として適切に保存するルールを決めた。政策の企画立案などに関わるやりとりを保存期間1年以上の行政文書とし、スクリーンショットや別の文書作成ソフトへの貼り付けを通じた保存を義務付けた。

内閣府が27日に公文書管理委員会にルール案を提示し、了承された。同委は7月、チャットツールでのやりとりを行政文書として扱う必要性を指摘し、内閣府が検討していた。

内閣府が調査したところ、国の49行政機関のうち45機関が米マイクロソフトのオンライン会議用アプリ「チームズ」などを利用していた。多くは日常的な業務連絡だが、中には保存期間「20年」とされる国会答弁を含むやりとりもあったという。各省庁からは「チャットツールは業務効率化のために運用している。ルール策定で非効率にならないようにしてほしい」との要望もあったという。内閣府の担当者は「使い方を制限するということではなく、必要な場合はしっかり保存しようということだ。共通のルールで確実に適正に保存していきたい」と話した。【池田直】

《指定管理者の破産が波紋 委託の市、対応に苦慮》 10月28日 朝日新聞

土木工事の極東体育施設（宇都宮市）の破産が、波紋を広げている。那須塩原市と佐野市が同社を公共施設の指定管理者にし、幅広く業務を委ねていたためだ。両市は後処理に追われている。2022年度から4年間、二つの公共施設の運営を委ねる計画だった那須塩原市は破産を受け、3日付で指定管理者の指定を取り消した。2施設の8、9月分の上下水道料

金約 81 万円が未納で、今後、破産管財人と話し合うという。

佐野市は、極東体育施設とエイジェック（東京）の 2 社で構成する共同会社・極東エイジェックパートナーズを、三つの公共施設の指定管理者にしていた。破産でこの枠組みが崩れることになり、エイジェック側は「どうするのか。市の方針を示してほしい」と話す。市が支払ってきた 3 施設の指定管理料は、年 1 億 800 万円。支払いは四半期ごとで 2 期分はまだ払っていないが、指定管理者の処分を決めるには、聴聞や指定管理者選定委員会の審議が必要で、時間がかかる。

指定管理者制度は、公共施設を民間事業者に管理してもらう仕組みで、小泉内閣で導入された。自治体が直接、企業に業務委託するよりも経費が削減でき、民間のノウハウが生かせるといった利点が強調されてきた。だが、包括的に業務をまかせているため、指定管理者が立ちゆかなくなると、自治体はその後の対応に苦慮することになる。

極東体育施設は、那須塩原、栃木、佐野の各市でネーミングライツ（施設命名権）契約を推進し、「キョクトウ」の名前を冠した施設が増えていたが、那須塩原市以外では今年度分の代金が支払われていないという。

帝国データバンクと東京商工リサーチによると、極東体育施設は 11 年設立。北関東では数少ないスポーツ施設を扱う企業として、県総合スポーツゾーンの建設や県グリーンスタジアムメイングラウンドの改修などに関わった。関連の 4 社を含めた負債総額は約 8 億 6 千万円。9 月 30 日に業務を停止し、今月 3 日に宇都宮地裁から破産開始決定を受けた。（小野智美、根岸敦生）

《大任町長 田川市長を名誉毀損の疑いなどで告訴・告発》

11 月 1 日 NHK 北九州 NEWS WEB

ゴミ処理施設の情報公開請求をめぐり、大任町の永原町長は、田川市の村上市長から強要未遂の疑いで刑事告訴されたことは不当だとして、村上市長を名誉毀損の疑いで刑事告訴するとともに、虚偽告訴の疑いで刑事告発しました。田川市や大任町などで作る組合が整備を進める新しい広域ゴミ処理施設の情報公開請求をめぐっては、田川市の村上市長が、大任町の永原町長から開示を拒否するよう要求されたとして、ことし 9 月に強要未遂の疑いで刑事告訴し、福岡県警が受理しています。

これについて、大任町の永原町長は 1 日、記者会見を開き、「圧力や強要は一切なく、印象操作で私をおとしめようとしている」などとして、31 日付けで村上市長を福岡県警に名誉毀損の疑いで刑事告訴するとともに、虚偽告訴の疑いで刑事告発したことを明らかにしました。また、永原町長を刑事告発した田川市議会議員 7 人についても同様に告訴・告発しました。永原町長は「大任町の名誉、私個人の名誉のためにも戦う。司法の場で白黒つけてもらい、身の潔白を証明したい」と述べました。一方、田川市は「内容を把握していないため、特に申し上げることはありませんが、対応すべきことがあれば適切に対応して参ります」とコメントしています。

《繰り返される個人情報の不正流出 助長する名簿売買に打つ手は?》11/2 毎日新聞

NTT 西日本の子会社「NTT ビジネスソリューションズ」（大阪市）の元派遣社員が約 900 万件の顧客情報を不正流出させていた問題は、西日本を中心に多くの自治体や企業に影響が広がった。個人情報の不正流出が絶えない背景には、不正な情報入手と転売を繰り返す「名簿屋」などの存在がある。名簿屋のうまみをそぐ手立てを講じることはできないのか。

今回、福岡県では自動車税の納税者について最大 13 万 3655 人分の氏名▽電話番号▽郵便番号▽住所▽年齢▽生年月日——が流出した。情報は自動車税の納付が期限までに確認できなかった人に納付を呼び掛けるコールセンターで利用するもので、情報を保管するサーバーの保守管理をソリューションズ社が担っていた。保守担当の元派遣社員は USB メモリーで持ち出し、名簿業者に渡したとみられ、警察が捜査している。

同種事案を巡っては、2014 年に通信教育大手のベネッセコーポレーション（岡山市）の顧客情報約 3504 万件が流出。この時も、データへのアクセス権限があった保守管理業者の元エンジニアが、子どもや保護者の名前、住所などの情報を不正に持ち出しており、名簿業者に売っていた。元エンジニアは借金を抱えた中で、高額売却できる情報に目を付けていたことが明らかになっている。

これを機に、個人情報取扱業者では、一定以上のデータが持ち出される時に管理職以上にアラートが届く仕組みなど対策の重要性が指摘され、17 年施行の改正個人情報保護法では、不正な利益を図る目的での情報提供や盗用に罰則を科す「データベース提供罪」が新設された。それでも、18 年の個人情報保護委員会の実態調査は、名簿業者の中に、不正に情報を入手して転売を繰り返す無届けの「ブローカー」が多数存在する可能性を指摘する。不正流出した情報は、悪質業者の勧誘で消費者被害を生むだけでなく、特殊詐欺や「闇バイト」による強盗事件でも使われる危険性がある。

大分県では、名簿の提供ルールを含む特殊詐欺等被害防止条例が 20 年 4 月に施行された。県内の特殊詐欺被害（相談含む）が 17 年に過去最多の 237 件に上ったのを機に独自に制定。個人情報の取扱業者が名簿を第三者に提供する場合、偽名の人物や架空会社の関与を防ぐため、運転免許証などで相手の身元を確認するよう定め、県が業者への立ち入り調査や勧告などもできるようにした。

県の担当者は「条例で名簿の不正流通にハードルを設けることができた」とするが、「情報が県境や国境と関係なく流通する以上、県単位の規制には限界がある」とも話す。

個人情報の保護に詳しい中央大の宮下紘教授（情報法）は、多数の「買い手」の存在が金銭目的の不正流出を助長しているとみる。そもそも現行の個人情報保護法は、個人情報の取扱業者が第三者に個人情報を提供する場合、本人の事前同意確認なしで提供できる「オプトアウト方式」を認めている。提供が停止されるのは、本人から業者に申し出があった場合のみだ。この方式は、個人情報の性別や属性などを分析したビッグデータを収集・活用する上で有効で、企業の成長などに役立てる面が重視された事情がある。

一方、海外はどうか。EU では、業者が個人情報を第三者提供する場合でも原則として本人の事前同意を必須とする「オプトイン方式」を取る。根底には、EU 基本権憲章が「何人も自己に関する個人データの保護に対する権利を有する」と定め、個人情報を人権として保護する思想がある。

日本の個人情報保護法は 3 年ごとに見直されることになっている。宮下教授は、EU 同様にオプトイン方式を原則とする必要性を指摘。「本人の事前同意を得た情報だけが流通すれば、名簿の売買をなりわいにする業者が減り、売却目的の不正流出が減るだろう。持ち出す動機が生じない環境にすることが重要」と話している。

NTT ビジネスソリューションズは、今回の情報流出について、系列会社の運営するコールセンターを利用する 59 の顧客に被害が生じたとしているが、被害先の個別名は守秘義務を理由に公表していない。

ただ、被害側のホームページでの発表などで、福岡県のほか、千葉市▽大阪府豊中市▽同

府松原市▽堺市▽奈良県橿原市▽三重県国民健康保険団体連合会▽岐阜県国民健康保険団体連合会▽徳島県鳴門市▽山田養蜂場▽森永乳業——など全国 20 超の企業・団体・自治体が判明している。自治体などは「被害は確認されていない」としているが、流出した情報をたどるのは困難で、仮に被害が出て因果関係の特定は難しい。

福岡県には県民から「自分の情報は大丈夫か」などと問い合わせや苦情が 180 件（10 月 31 日時点）寄せられ、県は特殊詐欺被害につながらないように注意を呼びかける新聞広告を掲載。今後、対象者にははがきでおわびを伝えるという。【平川昌範、野間口陽】

《自民と旧統一教会「ウィンウィンだった」と元閣僚 今後の関係は》毎日新聞 2023/11/3

ウィンウィンの関係だった——。2022 年 7 月の安倍晋三元首相の銃撃事件を機に、密接な関係が次々と明るみに出た自民党と世界平和統一家庭連合（旧統一教会）。政府は旧統一教会に対する解散命令を東京地裁に請求したが、信者からは「散々支援してきたのに」と請求への反発と不満の声が上がる。一方、自民の元議員はかつての選挙支援を「感謝している」と言ってはばからない。自民党と教団との関係は、解散命令請求で清算されることになるのか。「今まで家族のようにしてきた人たちが、反社会団体に協力したように扱われている。正常な国家の在り方なのか」。政府による解散命令請求から 1 週間後の 10 月 20 日、福岡市博多区で、教団の信者らによる集会が開かれた。会場には約 150 人が集まり、壇上の 2 世信者や弁護士らが解散命令請求の不当性を口々に訴えた。主催団体の幹部は「支援を受けておきながら、事件が起きたらほおかむりの議員をたくさん知っている。散々応援したのに」とこぼす。

自民党は安倍元首相の銃撃事件後の 22 年 9 月に点検結果を公表し、所属する衆参両院議員 379 人のうち 180 人が教団など何らかの接点があったと明らかにした。党本部はその後、都道府県連に「関係遮断」を求める通知を出したが、追跡調査などの予定はない。

一方、毎日新聞が 23 年 10 月に実施した世論調査では、自民党が教団との過去の問題を十分に説明したと思うかとの質問に 85%が「説明は不十分だ」と回答し、「十分に説明した」の 6%、「どちらとも言えない」の 9%を大きく上回った。「不十分だ」との回答は自民支持層でも 66%に上った。当事者はどう考えているのか。衆院で 1990 年以降 8 回の当選を重ね、21 年の衆院選福岡 5 区で落選・引退した原田義昭元環境相（79）が 10 月中旬、毎日新聞の取材に応じた。

原田氏は自身が選挙で教団の信者から支援を受けてきたことを認め、「今も感謝している」と述べた。一方で現職議員の立場について「急にこういう局面になって『付き合いが長いのが悪い』と言われると、言葉も鈍るし、逃げ回らないといけなくなる」と代弁した。

原田氏は、国政選挙では党の領袖（りょうしゅう）クラスが宗教団体を含む支援団体を各候補者に割り振っていたと証言。そんな中で 90 年前後に旧神奈川 2 区で出馬し、教団関連の政治団体「国際勝共連合」の支援を受けたのが始まりだった。

以降、21 年衆院選まで信者の女性数人がボランティアで選挙事務所に入り、原田氏への支援を呼びかける電話をかけていたという。原田氏は「選挙の電話かけは候補者にとって負担が重い。それをちゃんとやってくれる」と女性ボランティアに賛辞を繰り返した。

一方、高額献金の被害は「靈感商法が問題視された後、（教団は）反省していると思っていた。その後も（問題が）続いていたことを（安倍元首相の）事件の後に知って罪悪感はある」とも述べた。政治家が信者を都合のいい選挙活動の人手として、教団が政治家を権威

付けの広告塔として利用してきた長年の関係性が浮かび上がる。見解を尋ねると、原田氏は「ウィンウィンの関係だった」と表現した。

「保守主義というより、当選第一主義という党の本質があらわになった」と話すのは政治学者の中北浩爾（こうじ）・中央大教授だ。中北教授は「教団に対して解散命令請求などの厳しい態度を取った点は評価できるが、安倍氏や細田博之・前衆院議長の調査をしなかったことを含めて身内の調査は甘かった」と指摘。「党に矛先が向かないよう、教団に対し『トカゲのしっぽ切り』をしたと言われても仕方がない」と話す。

解散命令請求を巡っては、東京地裁での非公開の審理を経て判断が示されるが、不服があれば最高裁まで争うことができる。教団側は争う姿勢を示しており、決着には時間がかかりそうだ。時間の経過とともに国民の関心が薄れることも懸念される。中北教授は「日本を代表する政党である以上、自民党には教団との過去を引き続き検証する道義的な責任がある」と話した。【平川昌範、田崎春菜】

《新型コロナワクチン接種後死亡した50代女性に一時金支給決定》11月06日 NHK 大分
新型コロナウイルスのワクチンを接種した翌日に亡くなった県内の50代の女性について、国は、接種が原因で死亡した可能性が否定できないと認定し、救済制度に基づく死亡一時金を支給することを決めました。新型コロナのワクチン接種をめぐっては、副反応が原因で死亡したり、障害が残ったりした場合、予防接種法に基づく健康被害の救済対象となり、接種との因果関係が否定できないと国が認定した場合、死亡一時金や医療費などが支給されます。「おおいた市民オンブズマン」によりますと、おとし、県内の50代の女性が医療機関でワクチンを接種したあと体調が急変して翌日に死亡し、遺族が自治体を通じて国に救済を求める申請を出していました。これについて、国は接種が原因で死亡した可能性が否定できないと認定し、6日、自治体を通じて遺族に通知があったということです。遺族には制度に基づいて死亡一時金と葬祭料あわせて4400万円余りが支給されます。県によりますと、これまで県内では死亡一時金の申請が21件あり、このうち6日までに6件が認定されたということです。

《宮崎県警が“証拠隠滅の疑い” 被告の弁護士が告訴状提出》11月6日 NHK
3年前、宮崎市で知人男性を殺害した罪に問われている被告の弁護士が会見し、警察がSDカードに記録されたデータを改ざんし被告に有利な証拠を隠滅した疑いがあるとして、東京地検に告訴状を提出したと明らかにしました。宮崎県警察本部は「会見などの内容は把握していないが、改ざんの事実はない」とコメントしています。告訴状を提出した久常芳治被告は、3年前、宮崎市内で知人の47歳の男性の胸を包丁で刺して殺害したとして、殺人の罪に問われています。告訴状によりますと、被告は「被害者がナタで襲ってきたので包丁を突き出した」などと正当防衛を主張していて、証拠などを整理する「公判前整理手続き」でナタを撮影した写真のデータを開示するよう請求しました。その後開示された写真のデータが記録されたSDカードを専門業者に依頼して解析したところ、撮影枚数のデータなどから一部の写真が欠落している疑いがあることがわかったということです。このため被告は「警察が被告に有利な証拠を隠滅している疑いがある」として、当時の警察署長などについて、東京地検に証拠隠滅の疑いで告訴状を提出しました。会見した黒原智宏弁護士は「一定の意図のもとで証拠が隠されてはならない」と訴えました。宮崎県警は、NHKの取材に対し、告訴状や会見の内容は把握していないとしたうえで「警察庁の指針にのっとり、改ざんできない

SD カードを使用しており、改ざんの事実はない」としています。

《【独自】「辺野古」軟弱地盤工事にお墨付き与えた委員に 230 万円 受注業者から資金提供 就任前にも 570 万円》 2023 年 11 月 12 日 東京新聞

米軍普天間ふてんま飛行場（沖縄県宜野湾市のわん市）の名護市辺野古へのご移設問題。焦点となっている埋め立て予定地の軟弱地盤の対応を巡り、沖縄防衛局の設計変更にお墨付きを与えた技術検討会の委員 2 人が、就任した 2019 年 9 月以降に、関連工事の受注業者から計 230 万円の奨学寄付金を受け取っていたことが、本紙の調べで分かった。（中沢誠）

【奨学寄付金】 研究振興のため民間から大学などに寄付される資金。使い道が限定されていないのが特徴で、大学への交付金が減少する中で貴重な研究資金となる一方、産学の癒着の温床になりやすい。原子力規制委員会は委員の選任に当たり、直近 3 年間の関係業者からの寄付を申告させ、公表している。国の医薬品の承認審査では、関係企業から年 50 万円を超える寄付を受けた委員は議決に加われない。

◆技術検討会の 8 委員、半数が旧運輸省 OB ら政府系出身者

4 年前の本紙調査では、委員 3 人が就任前、受注業者から計 570 万円の奨学寄付金を受け取っていた。辺野古工事を巡っては、防衛局の変更申請を不承認とした県の敗訴が確定。国は県に代わって承認する「代執行」を目指しているが、受注業者から資金提供を受けた委員が関与していたことで、改めて設計変更の妥当性が問われそうだ。技術検討会は、土木工学の専門家ら 8 人の委員で構成。設計変更に関して専門的見地から技術的な助言を得るため、防衛局が委員を選んで 2019 年 9 月に設置した。8 人のうち半数が、旧運輸省 OB の大学教授ら政府系出身者で、当初から審議の中立性や客観性に疑問の声が出ていた。

技術検討会での 6 回の会合を経て、防衛局は 2020 年 4 月、専門家からも理解が得られたとして、県に設計変更を申請した。防衛省によると、申請後も適宜、検討会の委員から助言を得ているという。本紙は、委員就任後の 2019 年 9 月～23 年 3 月、奨学寄付金の有無を調査。8 人の委員うち、情報公開制度のある大学や法人に属する 6 人には開示請求を行った。開示文書によると、大谷順・熊本大教授が 2019 年 9 月に「不動テトラ」（東京）から 80 万円、23 年 3 月に退任した青木伸一・大阪大学大学院教授（当時）が 2020～22 年度に「東洋建設」（東京）から計 150 万円を受け取っていた。

◆寄付した業者は埋め立てや護岸工事受注

防衛局が発注した辺野古関連工事のうち、地盤改良を得意とする不動テトラは護岸工事を受注。海洋土木大手の東洋建設は埋め立て工事などを受注している。大谷氏と青木氏は委員就任前にも、受注業者から 5 年間で、それぞれ 120 万円と 300 万円の寄付金を受け取っていた。大谷氏と青木氏に見解を尋ねたが、11 日までに回答はなかった。不動テトラは「個別事項への回答はしません」とコメント。東洋建設からは回答がなかった。情報公開制度のない大学に属する委員には、大学や本人に問い合わせたが、「取材はお断りしている」などとして回答はなかった。本紙の開示請求によると、8 人の委員のうち少なくとも 3 人は、受注企業と共同研究をしたり、受注企業が設けた有識者会議の委員を務めたりもしていた。

◆沖縄防衛局「公正性・中立性に影響ない」

沖縄防衛局報道室の話 各委員の研究活動が、技術検討会における議論の公正性・中立性に影響があるものと考えていない。各委員が有している技術的・専門的知見を基に、客観的に議論いただいているものと認識している。

◆「軟弱地盤の調査不十分」県は不承認

技術検討会の意見は、沖縄防衛局が辺野古工事での設計変更を正当化する根拠となっている。これに対し、沖縄県は「調査が不十分」として不承認にした。不承認の主な理由は、軟弱地盤が最も深い海面下 90 メートルの「B27」地点で、地盤の強度を実測していないことだ。90 メートルにまで達する軟弱地盤の改良工事は世界でも例がない上に、「B27」地点には巨大な護岸が建つ。強度が足りなければ護岸が崩壊する恐れもある。これまで国会でも、何度も「B27」地点の再調査を求める声が上がっているが、防衛局は応じていない。

県は、不承認通知書の中で、こう指摘している。「地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されておらず、地盤の安定性等が十分に検討されていないことから、災害防止に十分配慮されているとは言い難い」防衛局は設計変更にあたって、最大で 750 メートル離れた他の 3 地点で計測したデータから類推し、「B27」地点の強度を推計している。この設計方法についても、県は不承認通知書で「地点周辺の性状等を適切に考慮しているとは言い難い」と疑問を呈し、「他の 3 地点からの類推ではなく、B27 地点における力学試験等を実施し、その結果をもって設定することが最も適切」と主張している。逆に、技術検討会の委員らは、会合の中で、次のように発言し、防衛省の計画を支持していた。「近傍の地点から強度を推定するという方法は決して間違っただけのものではない」「近傍の地点の調査結果から推定できるので、B27 で改めて調査をする必要まではない。これ以上お金と時間をかけて調査したとしても新しく得られる情報がすごく少ない」意見を引き取った委員長も「もう追加の必要はないのではないかと思います」と語っていた。防衛局は、本紙の取材に対しても、技術検討会の意見を引き合いに出し、「土の強度の設定方法は、技術検討会で適正なものだとの意見をいただいております、これまでに実施した土質調査は、護岸等の構造物の設計を行うに当たり十分なものだと考えている」と回答する。辺野古工事を検証している新潟大の立石雅昭名誉教授（地質学）は、「リスクの高い地点なのに調査しないほうが不自然。意図的に避けているとしか思えない。技術検討会は、政府にお墨付きを与えるためだけにあるのか」といぶかる。

◆不可解な防衛局の地盤調査

そもそも防衛局の地盤調査には、不可解な点が目立つ。その一つが調査の時期だ。防衛局から開示された地盤調査の報告書によると、軟弱地盤の最深部に当たる「B27」地点では、簡易的な地盤調査が行われていた。実施したのは 2017 年 3 月。この調査で B27 地点では、軟弱地盤が海面下 90 メートルにまで達していることが判明した。

一方で、「B27」地点の強度を推定するために引用した他の 3 地点の調査は、いずれも「B27」地点の調査の後に行われていた。3 地点のうち 2 地点については、「B27」地点の調査から 1 年も経った 2017 年暮れから 2018 年にかけて行われていた。2018 年の追加調査は、より地盤の状態を詳細に調べるために実施したものだ。他の地点から推定するよりも、「B27」地点で調べれば、より正確なデータが得られるはず。なぜ、その追加調査に「B27」地点を含めなかったのだろうか。防衛局に尋ねると、「準備が整ったものから実施した」という回答しか返ってこなかった。

◆他からデータ引用「つじつま合わせでは」

ある土木技術者は「追加調査したときに B27 地点も一緒に調査していれば、費用も時間もあまりかからなかったはずだ。ましてや B27 地点が一番危険な場所。技術者からすると、その危険な場所を調べもせずに設計するなんて冒険でしかない」という。同じように軟弱地盤を改良して造成した羽田空港や関西国際空港の海底は、ほとんど起伏がない。一方、辺野古の埋め立て予定地の海底は凹凸のある複雑な地形になっている。本来なら、より慎重な調

査が求められるはずだ。土木技術者は、頑なに「B27」地点の調査を避けようとする防衛局の思惑について、こう推測してみせた。「おそらく B27 地点で地盤強度を測ると、基地を作るために必要な地盤の安定性を確保できないからでは。そのため、わざわざ他の地点のデータを引用して、つじつまを合わせようとしたのではないか」

【辺野古の軟弱地盤問題】 埋め立て予定地の海底で、軟弱地盤が確認されたとして、沖縄防衛局は 2020 年、沖縄県に設計変更を申請した。県は承認せず、国との間で法廷闘争になった。国は知事に代わって承認する「代執行」に向けて提訴し、既に結審している。防衛局の設計変更では、海底に約 7 万本の砂杭などを打ち込み、地盤を固める改良工事を計画している。総工費は 2.7 倍の 9300 億円に膨らむ。仮に代執行が認められ、国が地盤改良工事に着手しても、普天間返還は 2030 年代半ば以降となる見通し。

《大分・津久見市の新庁舎建設、資材高で工事入札不調 老朽化し地震で倒壊も》 11/10(金) 西日本新聞

大分県津久見市役所の新庁舎建設計画が、資材価格高騰による工事の入札不調で足踏みしている。築 60 年超の庁舎は老朽化が進み、至る所でひび割れて雨漏りし、南海トラフ地震が起されば倒壊する恐れもある。新庁舎問題は 12 月の市長選の争点になっている。津久見市役所の現庁舎は 1958 年建造の本館と議場、76 年に建てられた新館の 3 棟。セメント産業都市の「顔」のはずの本館や議場のコンクリートはひび割れ、天井のあちこちに雨漏りの跡がある。窓ガラスのサッシはさび付き、台風時には雨風が吹き込むという。市職員の一人は「大雨や台風のたびにバケツを置いて、雨漏りに備えるんです」と自嘲気味に語った。

モータリゼーション以前に建てられたため敷地には駐車場が十分になく、来庁者の多くは隣接する市所有のグラウンドを利用。雨でぬかるみ、庁舎にたどり着くまでに靴に泥が付くこともある。市は 2021 年、港湾近くの市有地に一部 5 階建ての新庁舎を建設することを決めた。予定地は南海トラフ地震の津波で 3 メートル以上の浸水が想定されているが、1 階を吹き抜けのピロティ構造とすることで対応。国が費用面を支援する「緊急防災・減災事業債」の適用が認められ、工事費 36・6 億円に対し市の実質負担額は 14・6 億円で済むことになった。ただ市は今年 6 月、工事の入札を実施するつもりだったが、応札予定だった二つの建設会社による共同事業体(JV)が「資材価格高騰で収益が見込めない」として辞退し、入札参加業者が見込めないことから実施を見送った。市は 9 月市議会で工事費を約 3 億円上乗せする修正案を提案したが、議会は「(市の負担が増すことから)市民への周知が不足している」との理由で継続審議とし、膠着(こうちゃく)状態が続いている。

緊急防災・減災事業債を活用できるのは、26 年 3 月までの庁舎完成が条件。建設期間は 22~24 カ月と見込まれ、来年 4 月ごろには着工のリミットを迎える。市経営政策課の担当者は「建設需要の高まりによる人手不足で、工期はさらに伸びる可能性もある。修正案を議会で認めてもらい、できるだけ早く着工にこぎ着けたい」と焦りを見せる。

任期満了に伴う津久見市長選(26 日告示、12 月 3 日投開票)は、現職と新人 2 人の 3 氏がいずれも無所属で立候補を予定。新庁舎建設について、現職の川野幸男氏(65)、新人で元副市長の飯沼克行氏(66)は現行計画の推進を主張。新人で元民放アナウンサーの会社員石川正史氏(47)は、統合予定の中学校校舎(空き校舎)を活用して費用を圧縮すると訴えている。(追記: 12 月 3 日の選挙では、費用圧縮を訴えた石川氏が当選した。)

情報公開条例の開示決定期間に関する公開質問状

2023 年 11 月 29 日

久留米市長 原口新五殿

福津市長 原崎 智仁殿

中間市長 福田健次殿

NPO 法人 市民オンブズマン福岡

代表幹事 児嶋研二

〒810-0022 福岡市中央区薬院 1 丁目 6-9-702 号

名和田法律事務所内

電話 092-731-7172 FAX092-731-7199

<https://r.goope.jp/fombuds/> ombuds@f.email.ne.jp

政府の個人情報保護法の改正にともない、福岡県でもいくつかの自治体の個人情報保護条例の開示決定期間が延長されるという改悪が行われました。しかし、福岡市等のように住民の知る権利の尊重から個人情報の開示決定期間は従前の 7 日から 15 日という自治体が多数になっています。

ところが貴自治体では、この個人情報保護条例改正のどさくさに紛れて情報公開条例の開示決定期間も市民に知らされないままに 30 日に延長されていました。下記の通り、情報公開条例の開示決定期間を 30 日に改悪した理由等について公開質問状を提出します。12 月 25 日までにメールまたは FAX にて返信をお願いします。

公開質問状の内容

- 1, 情報公開条例の開示決定期間を 30 日に改悪したのか、理由を明らかにしてください。
- 2, 貴議会での「情報公開条例の開示決定期間を 30 日に改正」に関する審議期間、内容等について、
市議会本会議での審議期間、条例改正の提案内容と議論内容を明らかにしてください。
委員会等での審議期間、条例改正の提案内容と議論内容を明らかにしてください。
- 3, 条例改正に関して情報公開審査会に対して諮問しましたか。審査会ではどのような議論がなされましたか。
- 4, 上記の条例改正について、市民への周知をどのように行ったのか、明らかにしてください。

以上